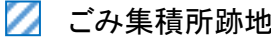
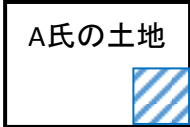
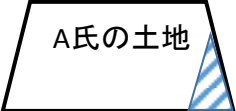



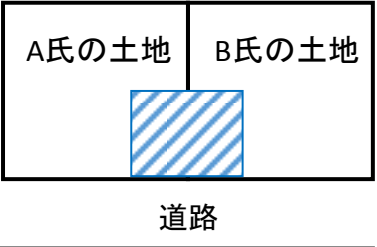

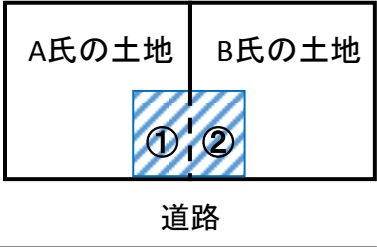


ごみ集積所跡地売買に関するQ&A

作成：資源循環部 ごみ減量推進課

1. 売却について

番号	質問	回答
1	ごみ集積所跡地（以下、跡地）を購入できるのは跡地に隣接する土地の所有者のみですか？	原則、跡地に隣接する土地の所有者が購入できます。
2	跡地に隣接している土地の所有者ですが、その跡地を購入できない場合がありますか？	当該跡地が、市で実施している「集団資源回収事業」などで使用している場合は、購入できないことがあります。購入を希望している跡地が、現在使用されているかにつきましては、ごみ減量推進課へお問い合わせください。
3	「整形地等」とは具体的にどのような場合ですか。	<p></p> <p></p> <p></p> <p>例として、上図のような場合が挙げられます。</p>

番号	質問	回答
4	<p>「隣接している土地の所有者が複数の場合の優先順位」（以下、優先順位）は具体的にどのように決められるのですか。</p>	<p> ごみ集積所跡地</p>  <p>上図のような場合は、A氏が購入すると整形地等になるため、A氏が優先的に購入できます。</p>
5	<p> ごみ集積所跡地</p>  <p>左図のように跡地が2つの土地にまたがっていて、A氏が跡地の一部を購入したい場合、どのようにすればよいですか。</p>	<p> ごみ集積所跡地</p>  <p>原則、境界線の道路への延長線で分筆しての購入になります。A氏が購入する場合は、原則、跡地①のみの購入となります。</p>

番号	質問	回答
6	NO. 5の場合において、分筆する費用は、購入者が負担するのでしょうか。また、その手続きは誰が行うのでしょうか。	費用は、市が負担します。購入者の方が、負担する費用につきましてはNO. 16をご参照ください。 分筆の手続きについても、市で行います。 なお、分筆が完了してから、申請書の審査等が行われますので、手続きには通常より時間がかかります。
7	「市で決定した算定方式による価格」とはどのようなものですか。	売却価格は、以下の算定式で計算しています。 $(\text{売却価格}) = (\text{固定資産税路線価}) \div (\text{標準値補正率}) \times (\text{時点修正率}) \times (\text{地積}) \times (\text{地形減価率})$ 固定資産税路線価は跡地によって異なります。また、標準値補正率や時点修正率、地形減価率は年度や地積によって異なりますので、売却価格については、ごみ減量推進課へお問い合わせください。
8	「現状のままの引き渡し」とのことですが、ブロック塀等の撤去をする場合の費用は、購入者が負担するのですか。	ブロック塀等の撤去をする場合の費用は購入者の負担になります。
9	売却代金を支払ったら、すぐにブロック塀等の撤去をしてよいのですか。	売却代金を受領後、市が所有権移転の手続きを行います。所有権移転手続きが完了したのち、ブロック塀等の撤去をお願いしております。 (この手続きには3週間程度かかりますのでご了承ください)

2. 申請方法について

番号	質問	回答
1 0	申請書の書き方が分かりません。	市ホームページに掲載している「申請書の記載方法」をご参照いただくほか、ごみ減量推進課へお問い合わせください。
1 1	申請書に押す印鑑は、実印ですか。また、法人の場合、印鑑は代表者印でよいのですか。	特に印鑑の指定はしていませんので、認印等で構いません。また、法人の場合には、代表者印とともに印鑑証明書の添付が必要になります。
1 2	「住民票の写し」や「登記事項証明書」等の添付書類の発行日に規定等がありますか。	申請日から3ヶ月以内に発行された書類の添付をお願いします。なお、申請者が個人ではなく法人の場合には、「住民票の写し」の代わりに「履歴事項全部証明書」を添付してください。
1 3	申請書に「払下げを希望する土地の表示」を記載する欄がありますが、跡地の住所等が分かりません。	購入を希望している跡地が、市で所有しているものかの確認も必要のため、まず、ごみ減量推進課へお問い合わせください。購入者の方からいただいた情報をもとに、跡地の地番等を調査し、市の所有している跡地か含めて必要な情報を確認し、お伝えしております。
1 4	申請は郵送やFAXで受付していますか。	申請書や添付書類に関する審査等がありますので、郵送及びFAXによる受付はしていません。

番号	質問	回答
15	土地売買契約を締結する際に、必要なものはありますか。	申請時に使用した印鑑と契約書に添付する収入印紙が必要になります。また、この際に、登録免許税も準備していただくと事務がスムーズに進みます。 必要な収入印紙代は、跡地の売却価格により異なりますのでごみ減量推進課にお問い合わせください。
16	跡地を購入する場合、購入費用の他にどのような費用が必要になりますか。	申請書に添付する「住民票の写し」や「登記簿謄本」等の申請手数料、土地売買契約書に添付する収入印紙代、所有権移転手続きに必要な登録免許税が必要となります。
17	土地売買契約書に添付する収入印紙代はどれくらいですか。	購入する跡地の価格によって異なりますが、数百円程度になります。
18	所有権移転手続きに必要な登録免許税はどれくらいですか。	購入する跡地の価格によって異なりますが、数千円程度になります。

3. 申請から売却までの手続きの流れ

番号	質問	回答
19	申請書を提出してから、すべての事務が完了するまで（所有権移転の手続きまで）、どれくらいかかりますか。	全ての事務が完了するまで、数か月かかります。
20	土地の売却価格は、申請書を提出する前に教えてもらえますか。	概算価格をお伝えすることは可能です。確定した売却価格は、払下げ決定通知書にてお知らせします。
21	土地の売却代金は、どのように支払うのですか。	土地の売買契約書を締結する際に、納付書をお渡しいたしますので、市が指定する金融機関にて振り込んでお支払いいただきます。
22	登録免許税は、どのように支払うのですか。	土地の売買契約書を締結する際に、事前に収入印紙を購入し、ごみ減量推進課へお預けください。
23	土地売買契約書や登録免許税の支払いで必要となる収入印紙は、どこで購入できますか。	郵便局で購入できます。また、数百円のものであれば、コンビニエンスストアでも取り扱っている場合があります。